

令和2年度 広島支部事業計画（案）について

令和2年度 事業計画（案）（広島支部）

※重点施策は赤字、「令和2年度 広島支部事業計画の骨子（案）」からの追記は緑字で表記しています。

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また的確な財政運営を行う。 （1） サービス水準の向上 ①サービススタンダードの完全実施 ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ■KPI：サービススタンダードの達成状況を100%とする ②申請書の郵送率向上 ・窓口相談、電話相談の際に、来所いただかなくても郵送により申請書の受付ができることを積極的にご案内する。 ・研修会、メルマガ等を活用し、郵送による提出を促進するための広報を実施する。 ■KPI：現金給付等の申請に係る郵送化率を92.0%以上とする ③高額療養費の未請求者に対する申請促進 ・高額療養費未請求者に対する申請の促進を継続して実施し、請求漏れを防止する。 ④加入者等から寄せられた「お客様の声」を活用した、サービス向上及び業務改善の実施 ・お客様の声に常に耳を傾け、いただいたご意見・ご提案に対し、親切な対応を心がけながら、業務を迅速に見直し、業務改革を継続する。 （2） 業務改革の推進に向けた取組 ・業務の生産性向上のため、業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。

(3) 給付の適正化の推進

①現金給付の適正化の推進

- ・不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査や申請者本人への実地調査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。
- ・給付金と年金や労災給付等との併給調整については、迅速・確実に実施する。

②柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。また、不正または著しい不当事案には、厚生局に情報提供を行う。
 - ・柔道整復療養費面接確認委員会を活用し、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診等、疑義のある受診に対する審査を強化する。
- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

③あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。
- ・医療機関との混合受診防止のため、レセプトとの突合を実施する。
- ・施術疑義があるものについて施術所や受診者等への照会を実施する。また、必要に応じて施術所への臨場調査を実施する。

(4) 限度額適用認定証の利用促進

- ・事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。またチャットボットについて、広報や窓口来訪者等に対し周知を図る。
- KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を86.5%以上とする

(5) 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・被扶養者認定における国内居住要件の新設（令和2年4月1日施行）に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。
- ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、全ての未提出事業所について、早期に郵送や電話による勧奨を実施する
- ・事業所への電話確認等により所在地調査を行い、未送達を解消する。

■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする

(6) 効果的なレセプト点検の推進

- ・レセプト内容点検行動計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。
- ・点検員個別の目標設定による面談を実施し、スキルアップにつながる形でのマネジメントを強化する。
- ・第三者行為表示レセ並びに外傷性3,000点以上のレセについては負傷原因照会を実施し、確実な求償業務を実施する。
- ・資格エラーを速やかに点検し、返戻や照会を適切に実施する。また、必要なものは迅速・正確に債権調定を行う。

■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

(※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

(7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化

- ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、電話による回収催告を行い、早期の保険証回収を図る。
- ・資格喪失後受診抑制のポスターを医療機関・調剤薬局に掲示し、適正な保険証の使用を啓発する。

■KPI：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする

(8) 債権管理回収業務の推進

- ・債権額や債務者の個々の状況に臨機応変に対応した催告を行うことにより、債権回収の迅速化を図る。

・保険者間調整及び法的手続きを積極的に実施するとともに、電話や弁護士による催告を早期に実施することにより、返納金債権の回収率の向上を図る。

■KPI：①返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

②医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

（９）オンライン資格確認の円滑な実施

・システム申し込み医療機関等の活用状況を把握し、未利用の医療機関等に対する利用勧奨を適時実施する。

・広島支部独自で実施している「調剤薬局のレセコン連携によるオンライン資格確認」を引き続き実施し、利用率向上を図る。

■KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を50.0%以上とする

※広島独自の取り組み（レセコン連携による資格確認）の利用率を含めて設定する

（10）的確な財政運営

・中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。

・中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。

2. 戦略的保険者機能関係	【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化 (1) データを活用した個人・事業所単位での健康・医療の情報の提供 ・健康度が見える化した「ヘルスケア通信簿」を事業所訪問等で活用することにより、事業所の健康課題の理解を促す。 ・医療費データ分析に基づき、多剤服薬者に対し、通知等働きかけを行うことにより減薬を図る。 ・はしご受診・重複受診防止に向け、かかりつけ医登録推奨等の啓発文書の送付等により適正受診を図る。 (2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。なお、6か年計画である第2期保健事業実施計画の前半の取組を評価（中間評価）し、後半3年はPDCAサイクルに沿って、取組みの実効性を高める。 ① コラボヘルスの推進 i) ひろしま企業健康宣言エントリーの拡大 ・外部委託勧奨や生損保協力事業者による勧奨等による健康宣言エントリーの拡大を図る。 □目標：ひろしま企業健康宣言の新規エントリー件数を年間300事業所以上とする（累計約1,700事業所）。 ・「健康経営セミナー」を実施することにより「健康経営」の普及推進を図る。 ・地方自治体や経済団体との連携を図り、共同で健康経営の普及推進や顕彰を行う仕組みづくりを行うことにより「健康経営」の普及推進を図る。 ・広島大学との共同で実施した健康経営実践企業のエビデンス取得事業について、その分析結果を各種広報等に活用することにより「健康経営」の普及推進を図る。 ii) ひろしま企業健康宣言エントリー事業所に対してのフォローアップ ・宣言事業所に対するサポートの一環として、「定期通信」を発行する。 ・経済産業省・日本健康会議が推進する「健康経営優良法人認定制度」の周知やサポートを行うことにより、認定事業所
---------------	---

の拡大を図る。

iii) 健康保険委員の委嘱拡大

・支部職員による事業所訪問、外部委託勧奨等により、加入者と協会けんぽとのパイプ役である「健康保険委員」の委嘱者数の拡大を図る。

■KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 56.9%以上とする

□目標：健康保険委員の新規委嘱者数を年間 400 人とする（累計約 5,850 人）。

iv) 健康保険委員の活動強化

・「健康保険委員研修会」の内容充実を行うとともに、「健康保険委員意見交換会」も開催することにより、活動の強化を図る。

v) 健康づくりの好循環の普及

・健康づくりの好循環が、健康寿命の延伸や医療費適正化ひいては保険料率の抑制につながることを、広報やセミナー等の機会を利用して普及させていく。

② 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

i) 被保険者の生活習慣病予防健診の受診率の向上

・健診機関の努力による受診者数増加を促すため、健診機関に対して、報奨金としてインセンティブを付与する。

・広島県や委託健診機関との連携により、生活習慣病予防健診を利用していない事業所への勧奨を実施する。

ii) 生活習慣病予防健診への移行促進

・広島県、労働局の 3 者連名による健診受診勧奨文書の送付や、委託業者による事業者健診同意書の管理等により、事業者健診から生活習慣病予防健診へのシフトを促す。

iii) 事業者健診データ取得促進

・広島県、労働局の 3 者連名による健診受診勧奨文書の送付時にすでに事業者健診を受診している場合には、委託業者による事業者健診データ提供に関する同意書の提出を促進する。

・委託業者による事業者健診データ提供を促す対象事業所を拡大し、データ取得件数を増加させる。

iv) 被扶養者の特定健診受診率の向上

- ・骨密度、血管年齢に肌年齢測定オプション検査を追加し、健診項目を充実させることで、集団健診会場及び常設病院での受診意欲を促す。
- ・集団健診を、商業施設（百貨店・スーパー等）で実施日数を増加し、被扶養者の利便性をより一層高める。
- ・ダイレクトメールにQRコードで、GPSを利用した集団健診会場や自己負担の発生しない健診施設の予約状況の可視化システムを閲覧可能とすることで、受診機会の拡大を図る。
- ・ナッジ理論を活用し、未受診者の傾向に合わせた文面や、色遣いのダイレクトメールを送付することで、受診意欲を掻き立てるような内容にし、受診率向上につなげる。

■KPI：生活習慣病予防健診受診率を 54.0%以上とする
 事業者健診データ取得率を 9.7%以上とする
 被扶養者の特定健診受診率を 34.5%以上とする

□目標

- 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：434,033人）
 - ・生活習慣病予防健診 受診率 54.0%（受診見込者数：234,378人）
 - ・事業者健診データ 取得率 9.7%（取得見込者数：42,145人）
- 被扶養者（受診対象者数：116,491人）
 - ・特定健康診査 受診率 34.5%（受診見込者数：40,189人）

③ 特定保健指導の実施率の向上

i) 被保険者の特定保健指導の実施率の向上

- ・特定保健指導実施数増加を促すため、年間の実施数に応じて、健診機関に対し報奨金を付与する。
- ・土日、夜間の指導実施や県外での指導実施を希望する事業所に対して、保健指導専門機関による訪問面談やICT面談を事業所に提案できるような保健指導専門機関と委託契約を締結し、事業所にとって指導を受けやすい環境づくりを行う。
- ・健診機関での当日保健指導実施が拡大できるよう、支部指導者による健診機関指導者への研修や継続的支援委託先機関の紹介等健診機関へのサポートを行う。
- ・事業主に対して、当日保健指導の同意書提出を依頼し、同意書提出のあった事業所に対して、健診当日の指導が実施で

きるよう事業所と健診機関の調整を図る。

- ・健診機関による検診車での健診当日の保健指導が行えるような仕組みについて検討し、試行的に実施する。

ii) 被扶養者の特定保健指導の実施率の向上

- ・商業施設等被扶養者にとって利便性の高い会場で定期的に集団での特定保健指導を実施する。
- ・集団健診時に当日特定保健指導が受けられる機会を増やす。

■KPI：特定保健指導の実施率を 21.5%以上とする

(内訳) 被保険者 22.2%

被扶養者 10.0%

□目標

○被保険者（特定保健指導対象者数：55,305 人）

- ・特定保健指導 実施率 22.2%（実施見込者数：12,277 人）

(内訳) 協会保健師等実施分 実施見込者数：9,822 人 初回面談見込者数：11,555 人

健診機関実施分 実施見込者数：2,455 人 初回面談見込者数：4,092 人

○被扶養者（特定保健指導対象者数：3,416 人）

- ・特定保健指導 実施率 10.0%（実施見込者数：342 人）

(内訳) 協会保健師等実施分 実施見込者数：103 人 初回面談見込者数：108 人

健診機関実施分 実施見込者数：239 人 初回面談見込者数：399 人

④ 重症化予防対策の推進

i) 未治療者に対する受診勧奨

- ・健診機関からの結果通知に紹介状等文書を同封する業務を委託実施し、健診後早期より医療機関受診を促す。（支部独自）
- ・二次勧奨対象者に対して電話による受診確認および受診勧奨業務を専門機関に委託し、未受診者には医療機関受診を促し、受診が確認できた者には保健指導を行い重症化の予防を図る。（全国実施）

■ KPI（全国実施のみ）：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.9%以上とする

ii) 糖尿病性腎症対象者に対する重症化予防プログラムの実施

- ・糖尿病性腎症患者を1～5期に分類し、ステージに応じたプログラムをそれぞれ実施することで病期の進行を防止する。
- ・広島県医師会、行政及びかかりつけ医と連携し、参加率を上げる対策を講じる。

□ 目標：糖尿病性腎症2、3、4期の対象者を計30人以上プログラムの実施につなげる。

⑤その他健康づくり事業

- ・歯科医師会と協力連携し、生活習慣病に影響を与える歯周病のスクリーニング検査を実施する。(実施予定人数：2,500人)
- ・特定健診と同時に歯周病簡易検査の実施が行えるよう、健診実施機関に働きかける。
- ・疾病予防や運動講座等多種類の健康づくり講座を実施し、事業所ぐるみの健康づくりに対する意識を向上させる。(実施予定事業所数：120事業所)

(3) 広報活動や健康保険委員等を通じた加入者等の理解推進

- ・令和元年度制作予定の支部独自のマスコットやキャッチコピー、イラスト、マンガ等を活用した分かりやすい広報を行うことにより、加入者の理解度の向上を図る。
- ・地元新聞に広告を出すことによって、協会けんぽの重要事業の周知と加入者の行動変容を図る。
- ・「HFMスケジュールノート2021」への広報掲載、リスティング広告(検索連動型広告)を利用した広報等、これまで活用してこなかったが効果的な広報媒体活用の取り組みを行う。また世代間によって視聴する媒体が異なることをふまえ、SNSを活用した広報の検討に着手する。
- ・支部職員による事業所訪問や各種広報により、協会けんぽの事業や健康づくり情報等をダイレクトに加入者に発信できるメールマガジンの登録者の拡大を図る。

□ 目標：メールマガジンの新規登録数を年間1,000件とする。

- ・インセンティブ制度について加入者に広く知ってもらうため、リーフレット及び動画の活用やセミナー・研修会等でわかりやすい説明を行うなどして周知を進める。

■ KPI： 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

(4) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ 県内各医療機関・各薬局のジェネリック医薬品使用割合等の分析結果を通知する。
- ・ 薬剤師会と共同で、ジェネリック医薬品の使用割合が高い薬局の認定・表彰を行う。
- ・ 薬局向けセミナーを開催し、使用促進の機運を醸成する。
- ・ サンフレッチェ広島と共同で希望シールおよび啓発ポスターによる啓発を実施する。
- ・ 広島県が薬局に対して行ったアンケートの分析を踏まえ、支部の課題・対策を検討・実施する。
- ・ 使用促進をスムーズに行うため、広島県をはじめとした自治体や薬剤師会等の関係機関への働きかけと連携を推進する。
- ・ 保険者協議会等で意見発信し、広島県全体でジェネリック医薬品使用促進に向けた広報を行い、使用割合の上昇につなげる。

■ KPI : 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合 (※) を 78.6%以上とする

※ 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

(5) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信

① 意見発信のための体制の確保

- ・ 医療提供体制等に係る意見発信を行うための必要な体制を確保するため、地域医療構想調整会議への参加を継続する。

② 外部への意見発信や情報提供

- ・ 地域医療を見える化したデータベース等を活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、エビデンスに基づく意見発信を行う。

■ KPI : ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 100%とする

② 医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する

3. 組織・運営体制関係	(1) OJTを中心とした人材育成 ・OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ・支部職員全員が原則年に1回以上事業所訪問を経験することにより営業力等個人スキルの向上を図る。 (2) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする (3) コンプライアンスの徹底 ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 (4) リスク管理 ・平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施する。 ・誤送付等の個人情報漏洩を起こさないよう対策を徹底する。
---------------------	--